

「食品の表示制度に関する懇談会中間とりまとめ（案）」についての意見

上智大学法学部・江口公典

「中間とりまとめ（案）」2頁では、食品表示制度の目的として、「消費者の商品選択に役立つこと」、「事故・危害の防止に役立つこと」、「正確で誤認を生じさせないこと」が挙げられている。しかし、食品表示制度の目的としてとらえられるにふさわしいのは、前二者の「消費者の商品選択に役立つこと」、「事故・危害の防止に役立つこと」であって、最後の「正確で誤認を生じさせないこと」というのは、目的とは異なるレベルの事項であると考えられる。

すなわち、正しくは、食品表示制度は「消費者の商品選択に役立つこと」および「事故・危害の防止に役立つこと」を目的とするものであり、このような目的を達成するためには食品表示が「正確で誤認を生じさせないこと」が必要である、という関係にある。繰り返せば、「消費者の商品選択に役立つこと」、「事故・危害の防止に役立つこと」が食品表示制度の目的であり、「正確で誤認を生じさせないこと」とは、目的を達成するために要請される食品表示のあり方を示していると考えられる。

以上の考え方に従って、「中間とりまとめ（案）」2頁・第1パラグラフの記述を変更することが適切ではないかと考える。

以上